

# 青森県報

第二千四百二十二号

平成十六年  
十二月二十四日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (経理課) …… 一

青森県物品調達規則の一部を改正する規則…………… ( 同 ) …… 二

### 訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 二

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) …… 二

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) …… 三

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) …… 三

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… (総務学事課) …… 三

### 告 示

青森県報発行規程の一部を改正する規程…………… (総務学事課) …… 四

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正…………… ( 同 ) …… 四

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… (団体経営課) …… 四

出納長の事務の一部委任の一部改正…………… (経理課) …… 四

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活) …… 五

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表…………… (政策課) …… 五

…………… (障害福祉課) …… 五

### 監査委員

監査結果に対する措置の公表…………… (事務局) …… 五

右 同…………… ( 同 ) …… 六

## 規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第七十号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二(見出しを含む。)及び第六条(見出しを含む。)中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第十二条の見出し中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改め、同条第一項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に、同条第二項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

青森県規則第七十一号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同条第二号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

第七十八条第一項第六号中「大正十一年法律第七十一号」第三百六十六条ノ十二を「平成十六年法律第七十五号」第二百五十三条第一項」に改める。

第九十一条中「第六百六十一条第一項第十四号」を「第六百六十一条第一項第十七号」に改める。

第二百八十七条第二項第一号中「と殺」を「とさつ」に改め、同項第二号中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第九条第一項第二号から第四号まで」を「第十三条第一項第二号及び第三号」に、「と殺」を「とさつ」に改める。

第三百十二条第四号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七百七十六号様式及び第七百七十八号様式中「海解の回付」を「海解申請開始の決定」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第九十一条及び第二百八十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県物品調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十二号

青森県物品調達規則の一部を改正する規則

青森県物品調達規則（昭和三十三年三月青森県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令第四十四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第五条第一項及び第六条第二項中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

青森県訓令甲第四十五号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

職員任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員任免等発令事務取扱規程（昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第四条中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

青森県訓令甲第四十六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
地方労働委員会事務局

青森県職員安全管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員安全管理規程の一部を改正する訓令

青森県職員安全管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号、第二号及び第四号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

青森県訓令甲第四十七号

庁 中 一 般

各 出 先 機 関  
地方労働委員会事務局

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令

青森県職員表彰規程（昭和二十八年七月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第七条中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

青森県訓令甲第四十八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令

官報報告事務取扱規程（昭和二十三年三月青森県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条」を「第八条」に改める。

第六条を削る。

第七条の表の第一号中「行政事務条例」を「義務を課し、又は権利を制限する条例」に改め、同表の第五号の(四)及び(七)中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、同

条を第六条とする。

第八条を第七条とする。

第九条中「第七条」を「第六条」に改め、同条を第八条とする。

第一号様式及び第二号様式中「行政事務条例」を「義務を課し、又は権利を制限する条例」に、「第七条」を「第六条」に改める。

第三号様式から第十一号様式までの規定中「第七条」を「第六条」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第七条の表の第五号の四及び七の改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第七百六十一号

青森県報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県報発行規程の一部を改正する規程

青森県報発行規程（昭和五十一年三月青森県告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

第九条第八号を次のように改める。

八 県労働委員会事務局

附 則

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

青森県告示第七百六十二号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から施行する。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第四号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

青森県告示第七百六十三号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表泊区域の項の次に次のように加える。

白糠区域及び小田野沢区域 白糠漁業協同組合の地区 及び小田野沢漁業協同組合の地区	1 総トン数五十トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、いかつり漁業とこうなご棒受網漁業を併せ営む漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
うち甲の地区	2 総トン数四十トン以上五十トン未満の漁船により行う漁業であつて、いかつり漁業とこうなご棒受網漁業を併せ営む漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
白糠漁業協同組合の区域	3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業以外の漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
うち乙の地区	4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
小田野沢漁業協同組合の区域	5 小型定置漁業
	6 内水面以外の水面において底建網を水中に定置して営む漁業（以下「底建網漁業」という。）

二の表白糠区域の項及び三の表白糠及び小田野沢区域の項を削る。

青森県告示第七百六十四号

昭和四十九年四月一日青森県告示第二百十七号（出納長の事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から施行する。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

出納員の項の表中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十六年十一月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ワースライフ
- 三 代表者の氏名  
欠畑 茂治
- 四 主たる事務所の所在地  
上北郡七戸町字七戸一五五の三
- 五 定款に記載された目的

この法人は、地方自治体（地区市町村）が所有する利用目的の定まらない遊休施設の有効活用を目指し、展覧会事業やアーティストの活動支援事業等を行うことにより、地域住民の文化振興及び地域活性化に寄与することを目的とする。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
公益デリーホール	弘前市大字城東北三丁目二二の 一外	葬儀場	平成二六・二・二六

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成15年11月7日付け青監査第100号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年12月24日

青森県監査委員

片 谷 稔  
鶴 賀 茂 世  
平 山 誠 敏  
回 同 清 水 悦 郎

監査箇所名	事務事業名	監査結果	措置の内容
国際課	呉紹介外国語パソコンソフト作成事業	平成11年度に作成されたソフトが、現在まで使用さ	本事業のパソコンソフトは、1つの言語ごとに6年間使用するもの



青森県税事務所	公印管守者の承認を受けず、公印を使用しているものがある。	今後、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。
弘前県税事務所	工事請負費において、建設工事請負契約書の条項に不備なものがある。	工事請負契約書について適正に作成することにも、今後は、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。
むつ県税事務所		
市町村振興課	総務使用料において、16年度で、調査しているものがある。 貸付金において、裁量権限を誤っているものがある。	担当者会議等により適切な事務執行を指導した結果、平成16年7月入通知書を発しているなど、適正な徴収事務に努めています。 チエツク体制の強化を図るとともに、青森県事務専決代決規程にも則り、適正な事務処理に努めています。
商工政策課	収入未済の解消に努めること。	延滞企業及び連帯保証人への訪問及び電話等による催促を行っているほか、操業している延滞企業に対しては分割納入等を指導しています。
新産業創造課	収入未済の解消に努めること。	適正な債権管理に努めるとともに不納欠損処理の可能性についても検討しております。
むつ小川原振興課	現金の取扱いが適正でないものがある。	平成16年10月22日に補助金の確定を行いました。今後は、補助交付先への指導を徹底します。
労政・能力開発課	復命書の作成が適正でないものがある。	指摘内容について、課内に周知し再発防止に努めています。
国際課	前渡資金の精算手続が遅延しているものがある。	平成9年2月12日付け青人第752号通知「旅行命令及び復命の取扱い等について」を課内に周知し、適正な作成に努めています。

監理課	未利用財産の解消に努めること。	今後とも隣接土地所有者等と粘り強く交渉を行い、処分の促進を図っていく。
港湾空港課	収入未済の解消に努めること。	当該職員に対し、服務規律を遵守するよう指導するとともに、全職員に同様の通知を行った。
都市計画課	補助金において額が確定しているものがある。	今後このようなことがないよう、チエツク体制を強化し、適正な事務の執行に努める。
建築住宅課	収入未済の解消に努めること。	より効率的な家賃滞納強硬化を図るため、これまでに建築住宅課で行っていた滞納整理事務の一環として、平成16年4月1日から成所に移管した。
青森県土整備事務所	雑入において、調定もれとなっているものがある。	調定もれ分については、調定、収納済みである。あたり、関連例規等の確認及び遵守に細心の注意

むつ県土整備事務所	収入未済の解消に努めること。	滞納者への粘り強い対応を行い、早期に納付させるよう全力を挙げ、収入未済の解消に努める。
	収入科目が誤っているものがある。	今後適正に行うよう努めるとともに、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。
学校施設課	需用費において、支払い手続が遅延しているものがある。	支払い事務における財務規則の遵守を職員に徹底させるとともに、チェック体制の強化を図り再発防止に努める。
	需用費において、一括して入札を行い、契約すべきと見られるものを、せがみを行うこととした。	今後の発注に際しては、一括して入札を行うこととした。
義務教育課	工事請負費において、変更設計額及び支出額(変更契約額)が支か誤っているものがある。	工事費の積算について、今後、適正に行うよう努めるとともに、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。
	負担金において、前年度資金の精算確認手続が未了となっているものがある。	今後、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。

県立学校課	旅費において、支払い手続が遅延しているものがある。	一連の支払手続が完結するまで、事業担当者と旅費担当者が連絡をとりあい、互いに未然防止に取り組むこととした。
生涯学習課	委託料において、支払い手続が遅延しているものがある。	今後は、支払手続の遅延がないように万全を期することとした。
文化財保護課	委託料において、支払い手続が遅延しているものがある。	今後は、関係規則等の規定を十分確認のうえ起案し、回議段階でも相互チェックを徹底し、適正な契約事務の執行に努めることとした。
青森県選挙管理委員会事務局	工事請負費において、建設工事請負契約及び支払い手続が遅延しているものがある。	今後は、財務規則に定められている様式により契約書を作成することとともに、祭壇の削除にあたっては慎重に検討した上で行うこととした。
青森県選挙管理委員会事務局	報酬並びに使用料及び支払い手続が遅延しているものがある。	チェック体制の強化を図り、適正な事務手続に努めている。

(発行所・発行人) 青森市長 豊田 一 番 一 号  
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町 千 百 一 番 七 七 号  
青森印刷株式会社  
毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一 枚 二 付 十 五 田 一 銭